

件名	職員の配偶者同行休業に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年11月22日公布、平成26年2月21日施行）
【制定の概要】 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業制度を導入するため制定	
1 配偶者同行休業とは ・職員が、 <u>外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業</u> ・「条例で定めるところにより」任命権者が承認する（地方公務員法第26条の6第1項）。	
2 主な条例の規定内容	
(1) 承認の手続	・職員（一般職員（任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）及び県費負担教職員）の申請 ・公務の運営に支障がないと認めるとき ・申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮
(2) 休業の期間	3年を超えない範囲内の期間
(3) 配偶者の外国滞在事由	・外国での勤務 ・外国で個人が業として行う活動 ・外国の大学における修学
(4) 承認の取消事由	・配偶者が外国に滞在しなくなったこと。 ・配偶者が外国に滞在する事由が(3)の事由に該当しなくなったこと。 ・職員が産前産後休暇を受けたこと。 ・職員が育児休業を承認されたこと。
(5) 届出	以下の場合には、遅滞なく任命権者に届け出なければならない。 ・配偶者が死亡した場合 ・配偶者が職員の配偶者でなくなった場合 ・配偶者と生活を共にしなくなった場合 等
(6) 任期付採用・臨時的任用	職員の配置換え等によって業務を処理することが困難であるときは、任期付採用及び臨時的任用のいずれかを行うことができる。
(7) 職務復帰後の号給の調整	休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整
(8) 退職手当の取扱い	休業をした期間を退職手当の算定の基礎となる勤続期間から全て除算
3 関連条例の改正（附則改正）	
①休業をしている職員を定数外とする	・愛媛県職員定数条例 ・愛媛県学校職員定数条例 ・愛媛県警察職員定数条例
②休業をしている職員には給与を支給しない	・技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 ・愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
③補充される任期付採用の職員は、育児休業の取得等ができない	職員の育児休業等に関する条例
④休業をしている期間を在職期間から除外	職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
⑤その他規定整備	愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
施行日	公布の日
【その他参考事項】	
1 制度導入の背景 ・日本再興戦略（25.6.14閣議決定）において、女性の採用・登用促進や男女の仕事と子育て等の両立支援について、公務員から率先して取り組むこととされ、具体策の一つとして、「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が掲げられた。 ・人事院の意見の申出（25.8.8）を受け、国家公務員の配偶者同行休業制度が創設されるのに併せ、地方公務員においても、公務において活躍が期待される有為な職員の継続的勤務の促進のため、制度が創設された。	
2 その他の配偶者同行休業の制度の概要 ・配偶者同行休業中の職員への給与の不支給 ・配偶者同行休業の期間の延長は、原則として1回に限る。 等	